

平成 24 年 3 月 26 日

各 位

会社名 電気化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉高紳介  
(コード：4061 東証第1部)  
問合せ先 CSR・広報室長 清水宣行  
(TEL 03 - 5290 - 5511)

クロロブレンゴムに係る欧州一般裁判所の判決に対する対応について

当社は、クロロブレンゴムの欧州での販売に関する欧州競争法違反容疑に関し、平成19年12月に当社および当社の子会社であるデンカケミカルズ社（在ドイツ デュッセルドルフ）と連帯して課徴金納付を命ずる欧州委員会の決定通知を受け、これを不服として欧州一般裁判所へ提訴していましたが、去る平成24年2月2日（日本時間）裁判所から欧州委員会の決定を支持する旨の判決を受領致しました。

当社及びデンカケミカルズ社と致しましては、判決は欧州委員会の決定を全面的に認める内容であり、当社が認識している事実と異なる点があることから、上級審である欧州司法裁判所への上訴を検討して参りました。しかし、欧州司法裁判所での審理は、法令等の解釈や適用の誤りの有無に関する判断のみが審理の対象となり、違反事実の審理は行われないことなどから、当社の主張が認められることは極めて難しいと判断し、今回の欧州一般裁判所の判決を厳粛に受け止め、上訴は行わないことと致しましたのでお知らせ致します。

当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾ではありますが、今後は独占禁止法その他の法令の遵守は勿論のことコンプライアンスのさらなる徹底をはかり、当社の経営目標である「DENKA100」の実現を通して、企業価値の向上のため全社をあげて取り組んで参ります。

なお、既にご報告のとおり、納付を命ぜられた課徴金は平成20年3月に仮納付の上、合わせて同額の“競争法関連費用引当金”を設定し、平成20年3月期決算で特別損失として処理しておりますので、当期業績への影響はございません。

また、本件終結に際し、再度同様の事態を生じさせないための決意として、社長以下役員報酬の一部を自主返納することと致しました。

以 上